

北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成の措置

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例(通称 北海道産業振興条例)に基づく助成内容は次のとおりです。(平成 20 年 4 月 1 日施行) (令和 7 年 4 月 1 日現在)

類型	分野	対象業種(事業) 注1	対象地域	補助要件 ・投資額 ・雇用増 注8	新設 増設	助成内容 注9、注10			
						補助額(重点地域特例に該当する場合又は環境配慮型工場等に該当する場合、それぞれ1%を加算) 注11、注12	限度額	通算限度額 注14	
類型Ⅰ	成長産業分野	自動車関連製造業 宇宙・航空機関連製造業 注2 高機能素材・複合材料関連製造業 注2 半導体関連産業	北海道(札幌市を除く。植物工場は、工業団地と工業適地を対象とする。)	投資:5億円以上 雇用:20人以上	新設	投資額×10%	15億円 注13	20億円	
					増設	投資額×5%	5億円		
					電気・電子機器製造業 医薬品製造業 食関連産業 植物工場 新エネルギー・脱炭素燃料関連製造業	新設	投資額×10%	10億円 注13	13億円
						増設	投資額の5%	3億円	
						投資:10億円以上 雇用:1人以上	新設	投資額の5%	
	増設	投資額の2.5%	5,000万円						
	新エネルギー供給業 (市町村支援の対象であること)	新設	投資額の10%	15億円	20億円				
		増設	投資額の5%	5億円					
	データセンター事業 (再生可能エネルギー活用型注3)	新設	投資額の10%	15億円	20億円				
		増設	投資額の5%	5億円					
基盤技術産業	新設	投資額の10%	3億円	13億円					
	増設	投資額の5%	3億円						
本社機能移転事業	設備投資	北海道(札幌市を除く。)	1億円以上 20人以上	新設	投資額の10%	1億円	—		
	賃借	北海道	(投資額要件なし) 20人以上 (札幌市は30人以上)	新設	1年間の賃料の1/2×3年間 (札幌市は1年間)	1,000万円/年	—		
発展基盤施設分野	自然科学研究所 ※成長産業分野に関する事業に限る。	北海道	10億円以上 研究員5人以上	新設	投資額の10%	10億円	13億円		
				増設	投資額の5%	3億円			
	高度物流関連事業 注4 ※成長産業分野に関する事業に限る。	北海道(札幌市を除く。)	20億円以上 20人以上	新設	投資額の10%	5億円	6億5,000万円		
増設	投資額の5%	1億5,000万円							
類型Ⅱ	製造業 自然科学研究所 高度物流関連事業 注4 データセンター事業	特別対策地域 注5	2,500万円以上 3人以上	新設・増設	投資額の4%	1億円	3億円		
				うち、特別対策地域と、地域未来投資促進法適用地域が重複する地域 注6・注7	新設			投資額の8%	
				地域未来投資促進法適用地域 注6・注7	新設			投資額の4%	
	IT産業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業)	工業団地(札幌市を除く。)(製造業又は植物工場に限る。)(植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする。)(札幌市を除く。)	新設	投資額の8%	増設	投資額の4%			
			増設	投資額の4%					

- 注1 認定事業者は、一つの立地計画ごとに、類型Ⅰ又は類型Ⅱの対象業種(事業)のうちいずれかの業種の補助金の交付を受けることができます。
- 2 地域未来投資促進法第13条第4項の承認を受けた事業者で、知事が特に必要と認める事業に限る。(有識者会議による意見聴取を踏まえ、高い経済波及効果等が認められたもの。)
- 3 再生可能エネルギー活用型データセンターとは「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源を利用して得られる電力が、データセンターで消費する電力全体のうち60%以上を占めると知事が認めるもの」をいいます。
- 4 高度物流関連事業については、施設設置者等と物流事業者が異なる場合であっても補助対象となる場合があります。詳しくはP5のQ12をご覧ください。
- 5 特別対策地域とは、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律などの適用地域です。詳しくはP.11をご確認ください。
- 6 札幌市の区域においては、特認事業者が新設する場に限り、
- 7 特認事業者とは、地域未来投資促進法第13条第4項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設をするものです。
- 8 雇用増の人数には、工場等の新設又は増設に伴い増加する雇用者の人数に、知事が認める出向者1人を加えることができます。詳しくはP4のQ2をご覧ください。
- 9 類型Ⅱにおいては、雇用増の「3人以上」には、補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増(2名まで)を含むことができます。詳しくはP4のQ4をご覧ください。
- 10 他補助制度により補助を受けている場合、類型Ⅱにおいて市町村が行う立地助成措置の助成額を上回る場合などにおいては、助成額を調整することがあります。なお、債務超過の状況にある等の理由により、継続的な事業の実施が困難であると認められるときは助成しない場合があります。
- 11 補助金は、10年以内で分割して交付することがあります。
- 12 「重点地域特例」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域及び過疎地域とみなされる区域であって、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域であり、知事が別に定める区域における工場等の新設又は増設をいいます。(本社機能移転事業(賃借)を除く。)
- 13 「環境配慮型工場等」とは、省エネルギーを目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用により、工場等全体のエネルギー消費量を10%以上低減することが見込まれるものとして知事が認めた工場等を含みます。(データセンター事業及び本社機能移転事業(賃借)を除く。)
- 14 下表の上段に掲げる業種(事業)には、雇用増に応じた上限スライド制とは、雇用増の人数に応じて限度額を設定するものです。

自動車関連製造業、宇宙・航空機関連製造業、高機能素材・複合材料関連製造業		電気・電子機器製造業、医薬品製造業	
雇用増	限度額	雇用増	限度額
20人以上50人未満	5億円	20人以上50人未満	5億円
50人以上100人未満	10億円	50人以上	10億円
100人以上	15億円		

14 通算限度額には「環境配慮型工場等」に該当する場合、又は「重点地域特例」に該当する場合の加算額は含まれません。

用語の解説

■自動車関連製造業(日本標準産業分類による)
自動車・同附属品製造業

■宇宙・航空機関連製造業(日本標準産業分類による)
航空機・同附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業(ロケット製造業(武器用を除く。)、ブースター製造業、人工衛星製造業、宇宙船製造業、気象観測用バルーン製造業に限る。)

■高機能素材・複合材料関連製造業(日本標準産業分類による)
製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧品調製品製造業、その他の化学工業、石油精製業、潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)、ガラス・同製品製造業、炭素・黒鉛製品製造業、研磨剤・同製品製造業、製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く。)、表面処理鋼材製造業、非鉄金属第一次製錬・精製業、非鉄金属第二次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む。)、非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押しを含む。)

■半導体関連産業(日本標準産業分類による)
(1)半導体の製造に関する事業であって、次の業種のいずれかに該当するもの
半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、電子応用装置製造業、その他の電気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業
(2)(1)の業務に付随して行う回路・レイアウトの設計の業務に係る事業(設計事業単独は除く)

■電気・電子機器製造業(日本標準産業分類による)
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業
※上記の業種のうち、半導体関連産業に適用されるものは除く

■医薬品製造業(日本標準産業分類による)

■食関連産業(日本標準産業分類による)
次の業種のいずれかに該当するもの
(1)食料品製造業
(2)飲料・たばこ・飼料製造業
(3)一般産業用機械・装置製造業、農業用機械製造業(農業用器具を除く。)(又は生活関連産業用機械製造業であって、(1)(2)に関連する業種に限る)

■植物工場
施設内で、植物の生育に必要な環境を人工的に制御し、季節に関係なく養液栽培により野菜等の植物を連続的に生産するシステムを有する施設で、次に掲げるいずれかを満たすもの
(1)工場と一体的に展開する植物工場(工場との一体的な展開によって、熱や電力等の融通を行うことにより、省エネルギー化を図るもの)
(2)実証機能を有する植物工場(地中熱や太陽熱等の新エネルギーの活用や、コージェネレーション等の先進的な省エネ設備を導入し、植物工場単体で、投資採算性の向上に向けた実証機能を有するもの)

■新エネルギー・脱炭素燃料関連製造業
(1)太陽光等をエネルギー源とした発電事業の用に供する部品等を製造する事業であって、次の業種のいずれかに該当するもの
発泡・強化プラスチック製品製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業、ボイラ・原動機製造業、一般産業用機械・装置製造業
(2)次に掲げる業務に係る事業
ア 電線・ケーブル製造業であって、海底直流送電(海底ケーブルを用いた直流の送電)に関連する事業
イ 基礎素材産業用機械製造業であって、水素等の脱炭素燃料の製造に関連する事業
ウ 船舶製造・修理業、船用機関製造業であって、電気及び水素等の脱炭素燃料の運搬等に関する事業
(3)電線・ケーブル製造業であって、海底直流送電(海底ケーブルを利用して

■新設
次の各号のいずれかに該当するもの
(1)道内に工場等を有していない者が新たに道内に工場等を設置すること
(2)既に道内に工場等を有する者が、新たに日本標準産業分類の中分類を異にする業種に係る工場等を設置すること
(3)事業者が道外から道内に本社機能の全部又は一部を移転するため、新たに道内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置すること(次号に掲げるものを除く)
(4)事業者が道外から道内に本社機能の全部又は一部を移転するため、建物又は建物の部分賃借して新たに道内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置すること

■増設
既に道内に工場等を有する者が製造の能力等の増加を伴う工場等を設置することで、新設以外のもの

電気を直流で消費地に送ること)に関連する事業
(4)船舶製造・修理業、船用機関製造業であって、電気及び水素等の脱炭素燃料の運搬等に関する事業

■新エネルギー供給業
風力、水力、地熱、バイオマスをエネルギー源として発電事業を行う事業で、次に該当するもの
(1)道内に本店を設置して事業を行うこと
(2)市町村支援の対象であること

■自然科学研究所(日本標準産業分類による)
自然科学に関する基礎研究、応用研究又は開発研究、試作・実証研究を行う施設(類型Ⅰの成長産業分野に関連する業種に限る。)

■データセンター事業
自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業(これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む。)

■基盤技術産業(日本標準産業分類による)
工業用プラスチック製品製造業、鉄素形材製造業、非鉄金属素形材製造業、金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く。)、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業
※上記の業種のうち、半導体関連産業に適用されるものは除く

■本社機能移転事業(設備投資)
事業者が道外から道内(札幌市を除く)に本社機能の全部又は一部を移転するため、新たに道内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置するもの(本社機能移転(賃借)を除く。)

■本社機能移転事業(賃借)
事業者が道外から道内に本社機能の全部又は一部を移転するため、建物又は建物の部分賃借して新たに道内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置するもので、次のいずれにも該当するもの
(1)建物又は建物の部分賃借して事業所を設置するもの
(2)事業所の面積が300㎡以上のもの
(3)事業所の設置に当たり省エネルギー又は新エネルギーの導入に積極的に取り組むもの
(4)道外から道内に本社機能を移転することを公表するもの

■高度物流関連事業
次の要件をいずれも満たす施設において行う荷さばき、保管、加工その他の事業(類型Ⅰの成長産業分野に関する事業に限る)
(1)容積が5,000㎡以上の一類倉庫、二類倉庫、三類倉庫、貯蔵槽倉庫若しくは危険品倉庫(半導体製造に関連するものに限る。)(又は容積が3,000㎡以上の冷蔵倉庫(食料品の温度の管理の用に供するものに限る。))を有する施設
(2)自動仕分装置その他の設備であって、自動制御又は遠隔制御を行うことができるものを有する施設
(3)データ交換システム(取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。))を有する施設
(4)流通加工(物資の流通の過程における簡易な加工をいう。)(の用に供する設備(単に貯蔵した物をそのまま出荷するのではなく、荷受方や輸送面への円滑な流通を図るため、出荷の際に梱包やラベル貼りなどを行う過程が施設機能として有するもの))を有する施設
(5)太陽光等による発電設備又は雪氷による冷暖房設備を有する施設

■製造業(日本標準産業分類による)
■IT産業(日本標準産業分類による)
ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業
■コールセンター事業
(1)電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務(①商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務、②新商品の開発、販売計画の作成等に必要と基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務)
(2)(1)の業務に付随して行う業務であって当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務

■工業団地
道が実施する工業団地に関する調査に基づき整備された工業団地台帳に記載されている団地(札幌市の区域以外の区域にあるものに限る)

■工場適地
工場立地法第3条第1項の工場立地調査簿に記載されている工場適地(札幌市の区域以外の区域にあるものに限る)

■工業団地・工場適地の詳細
次のHPをご覧ください。
○工業団地台帳
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/kougou/daityou.htm
○工場適地総覧
https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/tekichityousa/

Q & A

Q1 対象となる投資額は、どのようなものですか。

A 対象となる投資額は、工場等の新設又は増設をするために必要な施設に対する投資額であって、操業等のために直接使用される建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、車輛及び運搬具、工具・器具及び備品のほか、内部環境施設、福利厚生施設、敷地内の環境整備施設等に係るもの、ソフトウェア(道内製作のものを購入する場合に限る。)など資産計上された資産の取得価額になります。(土地の取得価額は含みません。)

なお、対象となる工場等の施設が、国などの補助を受ける場合(道及び市町村以外の補助制度)は、その施設を投資額の算定の対象から除きます。

Q2 対象となる雇用増は、どのような方が対象となりますか。

A 次の1又は2の項目を満たす方が対象となります。

1 工場等の新設又は増設に伴い増加する雇用者であって、次の要件のすべてを満たす方
①雇用期間の定めのない者 ②雇用保険に加入している者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。)
③健康保険に加入している者 ④厚生年金保険に加入している者
また、雇用増には、申請事業所において工場等の操業等に直接従事する者のほか、操業等に関する総務、生産管理又は資材管理等の業務に従事する者を含みますが、営業及び販売、配送等に従事する者を除きます。

2 次の要件のすべてを満たす出向者(出向者が2人以上あるときは、知事が認めた1人に限る)

- ①道外の他の事業者から出向している者であること
- ②工場等に勤務するため、道外から道内に転入した者であること
- ③道内に住所を有する者であること

対象となる雇用増の人数は1と2の合計となります。

Q3 有期雇用者は雇用増の対象となりますか。

A 雇用期間の定めのない者が対象となりますが、認定申請時に「認定申請に関する申出書」、交付申請時に「確約書」を提出し、次の事項及び上記Q2の1の②～④を満たす場合は対象となります。

- ①勤務形態が正規雇用者と同等であること ②雇用契約に自動更新条項を設けるとともに、更新回数の制限を行わないこと
- ③雇用契約に業務量など経営上の理由により更新を行わない旨の条項を設けていないこと
- ④雇用者の長期欠勤等重大な勤務不良がない限りは雇用契約を更新すること

Q4 類型Ⅱの申請において対象となる、補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増は、どのような方が対象となりますか。

A 工場等の新設又は増設を行うにあたって、工場等の生産品を販売するレストランや物販施設等のような、対象となる工場等と一体的に事業を行う施設を併設する場合、その併設施設の新たな常用雇用者を2名まで、補助要件の雇用増5人の中に含めることができます。

なお、上記の雇用増2人については、雇用増が6人以上の場合に支給される助成金の算定対象からは除きます。

Q5 次の①～③の場合の工事着手日は、いつですか。

- ①工場等の建物等を建設する場合 ②建物等を買取りする場合
- ③建物等の建設に先立ち機械設備等の取得を行う場合

A 工事着手日は、
①の場合は、基礎工事に着手した日となります。例えば「杭打ち」を必要とする工事であれば、これを開始した日となります。
②の場合は、建物の取得日(所有権移転の日)となります。
③の場合は、機械設備等が納入された日(機械の据え付け工事が必要な場合は、工事が開始された日)となります。

Q6 建物・機械設備等を全部又は一部をリースで導入する場合、対象となりますか。

A 法人税法第64条の2第3項に規定するリース取引(いわゆる「ファイナンス・リース取引」。)に該当するものであって、法人税法施行規則別表16(四)の減価償却資産の償却額の計算に関する明細書に記載されるものは、対象となります。
オペレーションリースに該当するものは、対象となりません。

Q7 建物の建設を伴わず機械設備のみを投資する場合、対象となりますか。

A 建物の建設を伴わない場合でも、増設に伴い雇用者が増加し、対象要件を満たす場合は対象となります。

Q8 親会社が投資を行い、子会社が従業員を雇用し操業する場合の扱いはどうなりますか。また、親会社からの出向者は雇用増の対象となりますか。

A 子会社の株式の50%超を取得している等の親会社の場合は、親子一体のものとして扱い、申請は親会社とします。
また、雇用増は、操業を行う子会社が直接雇用する者を対象とするほか、親会社から子会社への転籍者及び親会社から子会社へ出向する者のうち、Q2の2に該当する出向者1人については対象になります。

Q9 業種は、工場等を設置する企業の主たる業種で判定するのですか。

A 新設または増設する工場等における事業内容により業種を判定します。

Q10 市町村の立地助成措置に投資に対する助成措置がなく、雇用増のみを対象とする助成措置である場合、類型Ⅱの対象となりますか。

A 助成措置の対象は、工場等の新設又は増設のために必要な投資額を対象とするもの(雇用増を基準とした助成は、投資額を基準とした助成の上乗せとして算定しているもの)であることから、市町村の立地助成措置についても、新設又は増設のために必要な投資額を対象とする助成措置であることが必要ですので、雇用増のみを対象とする場合は、類型Ⅱという市町村が行う立地助成措置の対象となりません。

Q11 環境配慮型工場等とはどのような工場ですか。

A 環境配慮型工場とは、省エネルギーを目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用により、工場等全体のエネルギー消費量を10パーセント以上低減することが見込まれるものとして知事が認めた工場等をいいます。具体的には、通常の設備の導入を行った場合又は新エネルギーの活用を行わなかった場合の工場等の稼働に必要な年間消費エネルギー量と、省エネルギーのための先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用を行った場合の工場等全体の稼働に必要な年間消費エネルギー量を比較して10パーセント以上の低減が見込まれるものです(類型Ⅰのデータセンター事業と本社機能移転(賃借)を除く)。

この場合の省エネルギーのための先進的な設備として対象となる設備は、当該設備の製造又は販売を行うメーカー等のカタログや証明書等により、客観的に通常の設備と比較及び確認可能な設備のみとなります。

(年間消費エネルギー量の計算方法)

企業立地促進費補助金 交付要領の別記様式12号に基づき、通常の設備導入等の場合と省エネルギーのための先進的な設備導入等の場合それぞれについて、工場全体の年間のエネルギーの消費量を二酸化炭素排出量に換算して算出します(先進的な設備の稼働効率等の数値ではないので注意してください)。

また、新エネルギーの導入については、新エネルギーの導入前の工場等全体の通常の電力使用量と一部又は全部を新エネルギーに切り替えた場合の電力使用量について、排出係数等を用いて、それぞれの使用量に対応する二酸化炭素排出量を算出し比較します。なお、自家発電等によって電力の一部又は全部をまかなう場合も同様の考え方となります。

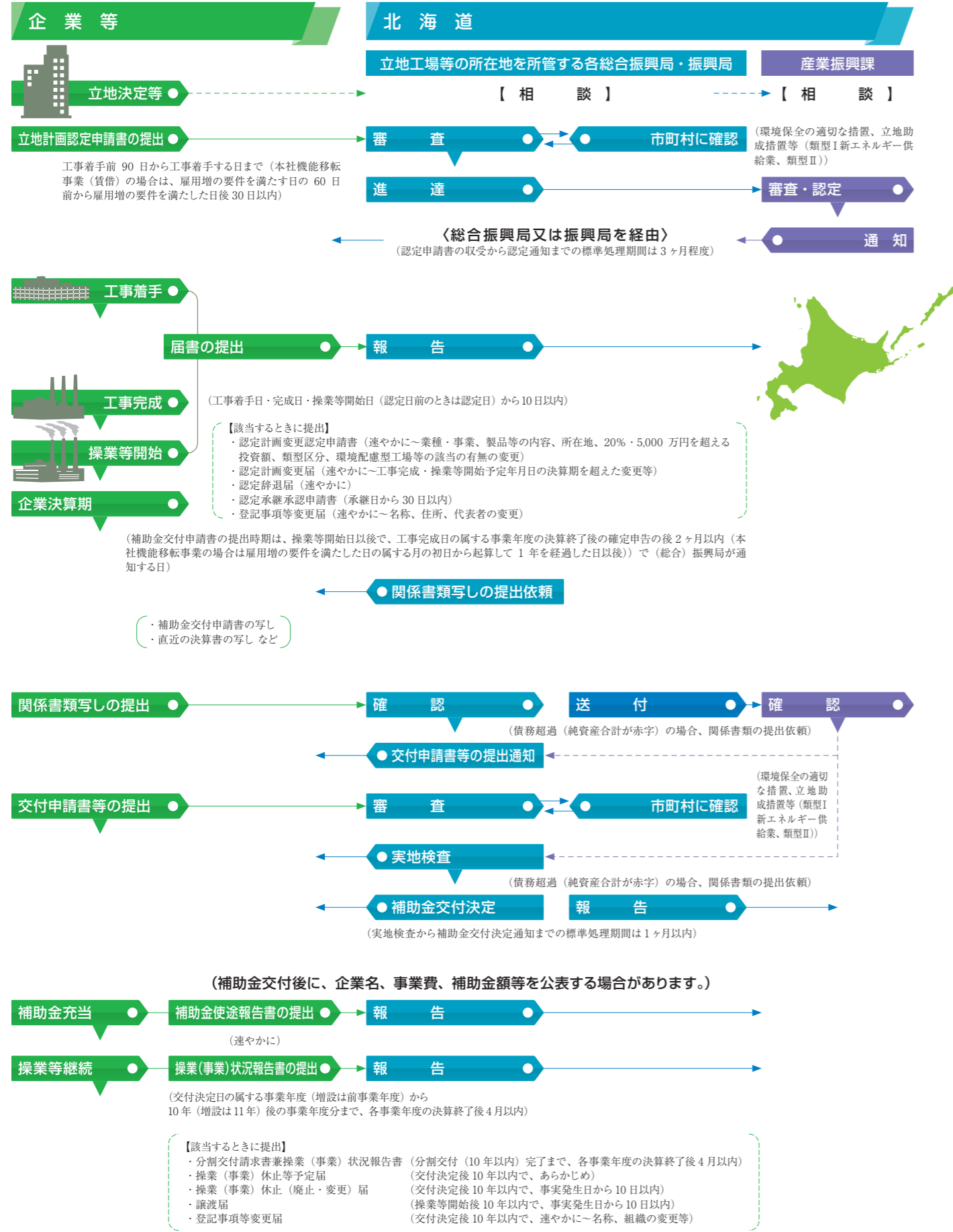
(低減率の計算方法)

$$\left[\frac{\text{通常の設備の導入を行った場合又は新エネルギーの活用を行わなかった場合の工場等の稼働に必要な年間消費エネルギー量}}{\text{省エネルギーのための先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用を行った場合の年間消費エネルギー量}} - \left[\frac{\text{省エネルギーのための先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用を行わなかった場合の工場等の稼働に必要な年間消費エネルギー量}}{\text{省エネルギーのための先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用を行わなかった場合の工場等の稼働に必要な年間消費エネルギー量}} \right] \right] \times 100$$

Q12 高度物流関連事業において、施設設置者が他の物流事業者に施設を貸す目的で物流施設を新設若しくは増設する場合も補助対象となりますか。また、雇用増は施設設置者と物流事業者のどちらの雇用増を算定の対象としますか。

A 次の要件をすべて満たし、施設設置者と物流事業者が連名で申請する場合、補助対象となります。
①施設設置者が当該高度物流関連事業の建物を新設又は増設し、これを賃貸の用に供すること。
②物流事業者が当該高度物流関連事業の施設を賃借し、かつ、当該高度物流関連事業の施設において業務を開始すること。
③施設設置者及び物流事業者の双方が、親会社、子会社又は関連会社ではないこと。
④当該高度物流関連事業の施設について施設設置者と物流事業者との間に賃貸借の期間を10年以上とする契約があること。
この場合の雇用増は物流事業者の雇用増を算定の対象とします。

北海道産業振興条例による補助金の交付手続



★補助金の認定申請に係る様式は、次の HP からダウンロードして使用してください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/yugu/sinjojoseido.htm>

地方拠点強化税制

本社機能の移転又は拡充を行う事業者は、地域再生法に基づき道に「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定申請を行い、認定を受けることにより税制等の優遇措置を受けることができます。

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区分	【拡充型事業】	【移転型事業】
	道外及び道内事業者が、道内の対象地域において本社機能を拡充し、特定業務施設（※）を整備する事業	東京 23 区から道内に本社機能を移転し、特定業務施設を整備する事業
主な施設整備計画の認定要件	○事業者が集中地域以外の地域に有する全事業所のうち、施設整備計画に起因して従業員数が増減する全事業所（整備する特定業務施設及び特定業務施設に移転する業務部門が計画申請時に所在していた事業所）において特定業務に従事する従業員数（移転が行われる業務部門以外の特定業務に従事する従業員も含む。）が 5 人（中小企業者 1 人）以上の増加が見込まれること。 ○特定業務施設で特定業務に従事する常時雇用される従業員数が 5 人（中小企業者 1 人）以上であること。 ○特定業務施設において特定業務に従事する従業員数が 5 人（中小企業者 1 人）以上増加すること（移転型事業については過半数が東京 23 区からの転勤者であること又は事業供用開始日から 1 年間を経過する日までに過半数が転勤者であれば、計画期間中では 1/4 以上で可）。 ○【移転型事業】事業者が集中地域以外の地域に有する全事業所のうち、当該計画に従って行う業務部門の移転に起因して、閉鎖又は縮小が行われる事業所において特定業務に従事する従業員の人員整理及び通常の人事異動の範囲を超えた配置転換が行われるものでないこと。ただし、閉鎖等が行われる事業所の地域の活力を失わせることがない場合は除く。	
※着工等、賃貸借契約締結前に認定を受けること（令和 8 年 3 月 31 日まで）		
オフィス減税の特例措置	取得価額：3,500 万円以上（中小企業者 1,000 万円以上）	
	※施設整備計画の認定日の翌日以後 3 年を経過する日までに建物を取得し、供用を開始すること 限度額：税額控除を活用する場合、当期法人税額等の 20%	建物、建物附属設備及び構築物の取得価額に対し特別償却 15% 又は税額控除 4%（法人税又は所得税） 建物、建物附属設備及び構築物の取得価額に対し特別償却 25% 又は税額控除 7%（法人税又は所得税）
雇用促進税制の特例措置	※当該適用年度とその前事業年度、前々事業年度に事業主都合による離職者がいないこと等の適用要件があります。	
	【移転型】 ・当該適用年度の特定業務施設における無期雇用かつフルタイムの新規雇用者 → 1 人当たり 50 万円の税額控除 ・当該適用年度の特定業務施設における雇用者増加数から新規雇用者の数を控除した人数（転勤者数） → 1 人当たり 40 万円の税額控除 【移転型（上乗せ措置）】 ・東京 23 区からの転勤者を含む特定業務施設の増加者 → 1 人当たり 40 万円の税額控除 ※適用年度は施設整備計画の認定日を含む事業年度から 3 年間（ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した適用年度以降は不適用）	【拡充型】 ・当該適用年度の特定業務施設における無期雇用かつフルタイムの新規雇用者 → 1 人当たり 30 万円の税額控除 ・当該適用年度の特定業務施設における雇用者増加数から新規雇用者の数を控除した人数 → 1 人当たり 20 万円の税額控除 限度額：税額控除を活用する場合、当期法人税額等の 20%（オフィス減税との併用不可（移転型の上乗せ措置については併用可））
中小機構による債務保証	保証限度：15 億円	保証割合：借入及び社債の元本の 30% 保証期間：10 年以内
道税の不均一課税	事業税	不均一課税（税率に乘じる割合） 第 1 年度 1/2 第 2 年度 3/4 第 3 年度 7/8
	不動産取得税	不均一課税（税率に乘じる割合） 1/10 ※土地は取得から 1 年以内に建物の建設に着手した場合に限る。
固定資産税	不均一課税（税率に乘じる割合） 第 1 年度 1/10 第 2 年度 1/3 第 3 年度 2/3	第 1 年度 課税免除 第 2 年度 不均一課税（税率に乘じる割合） 1/4 第 3 年度 不均一課税（税率に乘じる割合） 1/2
	対象地域	美幌市、芦別市、滝川市、砂川市、深川市、南幌町、奈井江町、札幌市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、小樽市、室蘭市、苫小牧市、白老町、函館市、北斗市、七飯町、旭川市、鷹栖町、東神楽町、東川町、下川町、北見市、網走市、帯広市、音更町、芽室町、幕別町、釧路市、白糠町の一部区域

※特定業務施設（本社機能）とは以下のいずれかに該当するものです。
 ○事務所～調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門（総務、経理、人事等）、商業事業部門の一部（オンライン営業等）、サービス事業部門の一部（調査、企画、人事業務等の受託事業）のいずれかのために使用されるもの
 ○研究所～事業者による研究開発において重要な役割を担うもの（工場内の研究開発施設も含む）
 ○研修所～事業者による人材育成において重要な役割を担うもの

※特定業務施設と併せて整備される子育て施設（保育所、学童等）等も優遇措置の対象となる場合があります。

北海道GX推進税制

「北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例」に基づく課税免除の内容は以下のとおりです。

○対象事業(GX事業)

下記に関連する研究開発、製品開発、製品の生産、製造又はサービスの供給に関する事業(これらの事業に必要な設備の整備又は保守、運営を含む。)なお、対象範囲は、それぞれの分野によって異なりますので担当課にお問い合わせ下さい。

対象分野	対象業種(日本産業分類中分類に準拠)
①洋上風力関連産業	電気業、プラスチック製品製造業、はん用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、技術サービス業、その他の教育・学習支援業、機械等修理業
②合成燃料関連産業	化学工業、はん用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の小売業、技術サービス業、機械等修理業
③水素関連産業	ガス業、化学工業、生産用機械器具製造業、電気機械器具製造業、その他の小売業、技術サービス業、機械等修理業、その他の事業サービス業
④蓄電池関連産業	電気業、化学工業、非鉄金属製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、技術サービス業、機械等修理業
⑤次世代半導体関連産業	化学工業、窯業・土石製品製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、技術サービス業、機械等修理業
⑥データセンター関連産業	通信業、技術サービス業
⑦海底直流送電関連産業	電気業、非鉄金属製造業、はん用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業
⑧電気及び水素運搬船関連産業	電気業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、技術サービス業
⑨再生可能エネルギー関連産業*	電気業、プラスチック製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、技術サービス業、機械等修理業

*北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例で定める再生可能エネルギー(太陽光、風力、中小水力、地熱、バイオマス等)

○対象事業(金融事業)

・北海道の再生可能エネルギーを活用するGX事業に投資を呼び込む資産運用業

第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業	道内GX事業者の有価証券の引受け、募集・私募の取扱い
投資助言・代理業	投資助言の一部を道内GX事業に関する助言とするもの
投資運用業、適格機関投資家等特例業務、海外投資家等特例業務	運用資産の一部を道内GX事業者の有価証券への投資に充てるもの

・金融機能の強化集積に資するフィンテック事業

AI、IoT、クラウドなど情報技術を用いて行う、革新的な金融サービスを提供するものであって、金融に関する業務効率化やイノベーションの創出に資する事業

○認定要件について(詳しくは、お問い合わせ下さい。)

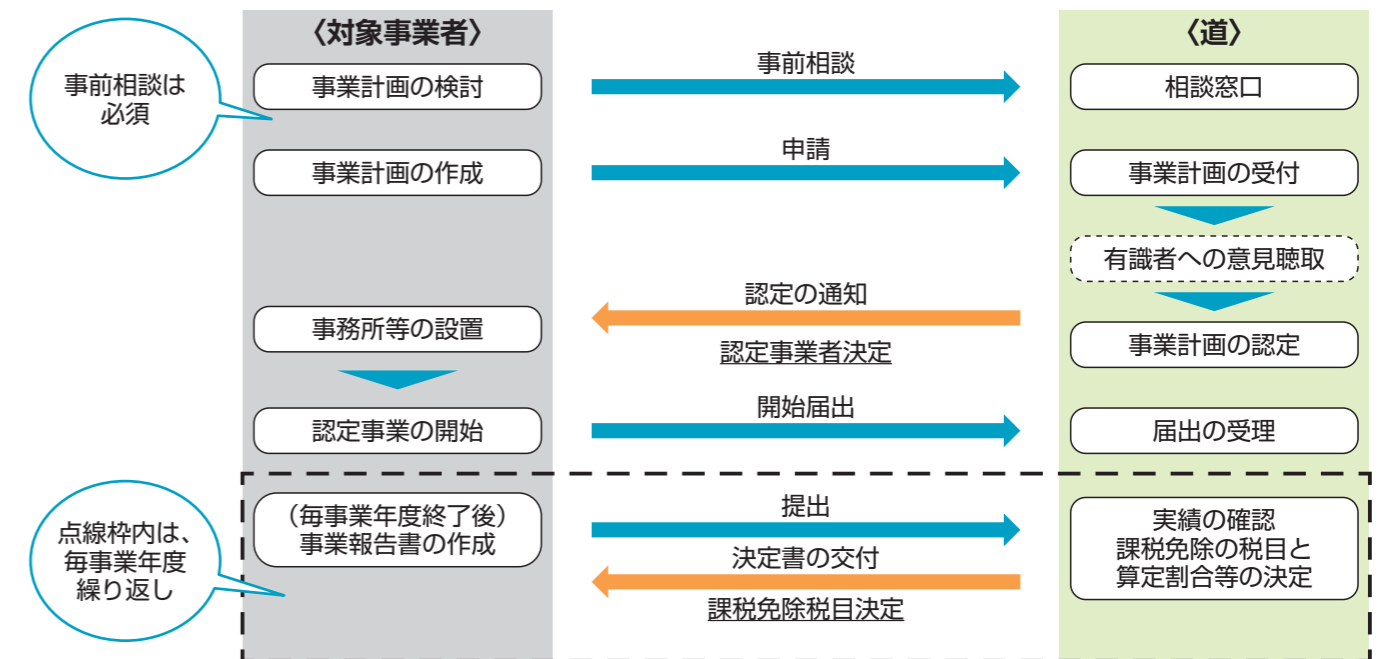
雇用要件	3人以上(発電事業は1人以上)雇用が増えること。また、道の企業立地促進費補助金の交付を受ける事業者は、企業立地促進費補助金の要件を適用する。
投資要件 (不動産取得税・道固定資産税)	不動産取得税・道固定資産税の免除を受ける場合は1億円超(過疎地域においては、500万超)の投資(土地・家屋・償却資産)を行うこと
データセンター関連産業 再エネ利用要件	消費電力量のうち60%以上を再生可能エネルギーで賄うこと
再エネ発電事業の要件	・太陽光発電事業は、出力の合計が2,000kw以上のものであること。但し、市町村の設定する地域脱炭素化促進事業の促進区域内は、その限りではない。 ・バイオマス発電事業は、専焼であること。
地域との合意形成に関する要件	GX事業においては、地域と合意形成が図られた事業であること。

○対象地域・税目・事業者

	対象地域	対象税目	対象事業者
GX事業	北海道全域	①不動産取得税 (取得時最大全額免除) 道固定資産税 (最長10年:1~5年目最大全額、 6年目以降最大1/2免除)	道内で工場や事務所などを新設又は増設等の設備投資を行う事業者が対象
		②法人住民税、法人事業税 (最長10年:1~5年目最大全額、 6年目以降最大1/2免除)	道内で新たにGX事業を実施する事業者 ・道内で創業する事業者(スタートアップ含む) ・道内で新たにGX事業に参入する事業者(道外からの進出や新事業として参入する事業者を含む) ※設備投資を行う場合は、①にも該当
金融事業	札幌市内	法人住民税、法人事業税 (最長10年最大全額免除)	札幌市内で新たに金融事業を実施する事業者 ・札幌で創業する事業者(スタートアップ含む) ・札幌で新たに金融事業に参入する事業者(道外からの進出や新事業として参入する事業者を含む)

○手続きの流れ

・事業計画の申請は、事業の着手又は事務所等の設置の前に行って下さい。



※課税免除を受けるためには、事業計画の認定後に事務所等の開設、家屋の建設の着手等が必要です。

※GX事業の場合、立地市町村と合意形成が図られた事業であることが必要です。

※GX事業は北海道全域、金融事業は札幌市内が対象となります。

※札幌市内の場合は、札幌市税の課税免除も対象となる可能性があります。

北海道GX地域未来投資促進基本計画

地域未来投資促進法に基づく全道版基本計画『北海道GX地域未来投資促進基本計画(R7年度~R11年度)』を、道と道内市町村が共同で策定しました。

本計画の対象区域に立地する事業者は、GX産業の推進に係る「ものづくり」「デジタル」「エネルギー」関連分野に該当し一定の要件を満たすと、法人税や不動産取得税等の課税免除を受けることができます。



※詳細は、GX推進局GX推進課HPをご参照ください。

※GX推進税制及び全道版基本計画に関しては、GX推進局GX推進課(特区・税制担当)011-204-5191へお問い合わせ下さい。

お問い合わせは

札幌 北海道経済部産業振興局産業振興課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL (011) 204-5328 FAX (011) 232-2139
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp>

東京 北海道東京事務所 観光・企業誘致課
〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目6-3
都道府県会館15階
TEL (03) 5212-9210 FAX (03) 5212-9004

大阪 北海道大阪事務所
〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目3番1-900
大阪駅前第1ビル9階
TEL (06) 6344-4151 FAX (06) 6344-4126

名古屋 北海道名古屋事務所
〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目1-1
中日ビル5階
TEL (052) 263-1360 FAX (052) 252-5145

総合振興局・振興局
空知総合振興局 TEL. (0126) 20-0064
石狩振興局 TEL. (011) 204-5904
後志総合振興局 TEL. (0136) 23-1362
胆振総合振興局 TEL. (0143) 24-9590
日高振興局 TEL. (0146) 22-9281
渡島総合振興局 TEL. (0138) 47-9462
檜山振興局 TEL. (0139) 52-6643
上川総合振興局 TEL. (0166) 46-5944
留萌振興局 TEL. (0164) 42-8440
宗谷総合振興局 TEL. (0162) 33-2528
オホーツク総合振興局 TEL. (0152) 41-0636
十勝総合振興局 TEL. (0155) 26-9046
釧路総合振興局 TEL. (0154) 43-9181
根室振興局 TEL. (0153) 24-5619

担当窓口：各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課

正誤表

下記のとおり、誤記がありましたので訂正いたします。

正誤箇所	誤	正
<p>P4 Q&A</p> <p>Q4 類型Ⅱの申請において対象となる、補助対象施設と一体的に事業を行う雇用増は、どのような方が対象となりますか</p>	<p>A 工場等の新設又は増設を行うにあたって、工場等の生産品を販売するレストランや物販施設等のような、対象となる工場等と一体的に事業を行う施設を併設する場合、その併設施設の新たな常用雇用者を2名まで、補助要件の雇用増 <u>5人</u>の中に含めることができます。</p> <p><u>なお、上記の雇用増2人については、雇用増が6人以上の場合に支給される助成金の算定対象からは除きます。</u></p>	<p>A 工場等の新設又は増設を行うにあたって、工場等の生産品を販売するレストランや物販施設等のような、対象となる工場等と一体的に事業を行う施設を併設する場合、その併設施設の新たな常用雇用者を2名まで、補助要件の雇用増 <u>3人</u>の中に含めることができます。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>
<p>P5 Q&A</p> <p>Q10 市町村の立地助成措置に投資に対する助成措置がなく、雇用増のみを対象とする助成措置である場合、類型Ⅱの対象となりますか。</p>	<p>A 助成措置の対象は、工場等の新設又は増設のために必要な投資額を対象とするもの <u>(雇用増を基準とした助成は、投資額を基準とした助成の上乗せとして算定しているもの)</u> であることから、市町村の立地助成措置についても、新設又は増設のために必要な投資額を対象とする助成措置であることが必要ですので、雇用増のみを対象とする場合は、類型Ⅱでいう市町村が行う立地助成措置の対象となりません。</p>	<p>A 助成措置の対象は、工場等の新設又は増設のために必要な投資額を対象とするもの <u>(削除)</u> であることから、市町村の立地助成措置についても、新設又は増設のために必要な投資額を対象とする助成措置であることが必要ですので、雇用増のみを対象とする場合は、類型Ⅱでいう市町村が行う立地助成措置の対象となりません。</p>